平成２４年（フ）第３８０号
大分市政所１丁目４番47号　ベルエール大在614
債務者　宇野　義也
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４０７号
大分市南鶴崎１丁目４番13号　伊藤荘105
債務者　緒方　利忠
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４８号
北海道伊達市鹿島町29番地４　コーポ白樺107号室
債務者　成瀬　正子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
北海道室蘭市宮の森町２丁目12番28号
債務者　坂下　愛弓
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５２８号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1498番地、前住所神奈川県足柄上郡大井町金子424番地４
債務者　石引　　丞
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７９号
新潟市東区大形本町５丁目３番９号
債務者　松原　貴一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０７号
新潟市南区鯵潟１丁目６番12号　市営新鯵潟住宅Ｄ棟4201号、前住所新潟市南区上下諏訪木1200番地１　ユートピア北陸101号
債務者　富山　　進
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０８号
新潟市南区鯵潟１丁目６番12号　市営新鯵潟住宅Ｄ棟4201号、前住所新潟市南区上下諏訪木1200番地１　ユートピア北陸101号
債務者　富山　一成
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０７号
岐阜県多治見市前畑町５丁目24番地　第２良和マンション101
債務者　安部あや子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第４４８号
大阪府岸和田市上野町西19番５号
債務者　中田　博和
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４５１号
大阪府泉南郡熊取町小垣内３丁目１番６号105
債務者　髙道　　寛
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
大阪府泉大津市なぎさ町２番７―406号
債務者　坂根　　猛
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４９５号
大阪府岸和田市土生町1222番地の３
債務者　西村　美樹（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５０７号
大阪府泉大津市池浦町１丁目５番30号
債務者　松下　秀己
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５０８号
大阪府岸和田市吉井町１丁目５番２―304号
債務者　土居志保子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５１１号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺340番地１サウスウインド212
債務者　南　　修
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５１４号
大阪府泉佐野市下瓦屋５丁目11番21号
債務者　中矢　勝好
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５１５号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地21―２―406号
債務者　河部　　貢
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係